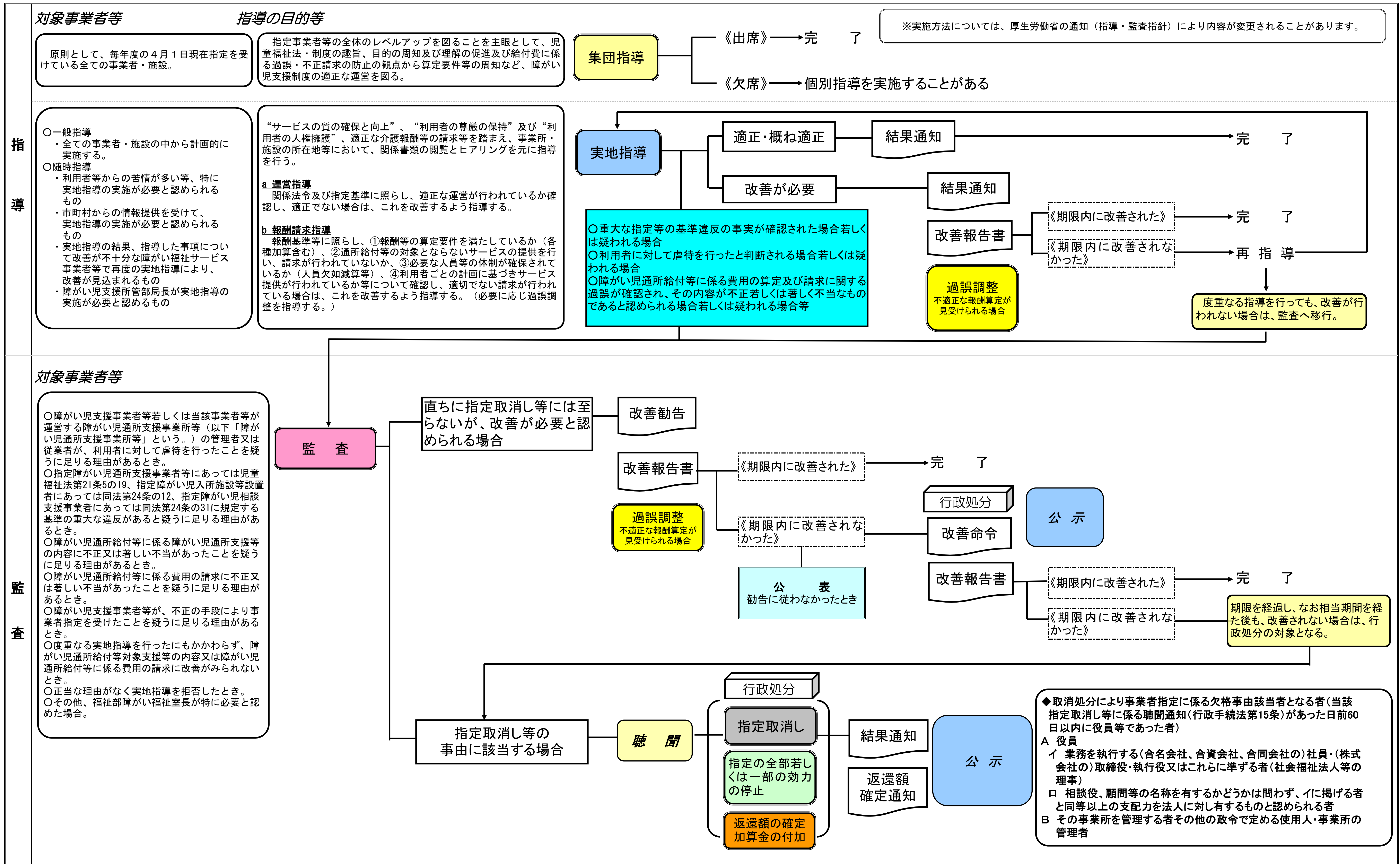


(参考)指定障がい児支援事業者等に対する指導及び監査フロー図

※実施方法については、厚生労働省の通知（指導・監査指針）により内容が変更されることがあります。



# ○指定取消し等事業者一覧

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
令和元年 9月20日 (全部効力 停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・児童発達支援管理責任者が配置できていないことを知りながら、障害児通所給付費を減算することなく不正に請求し、受領していた。
令和元年 10月31日 (指定取消)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>不正の手段による指定</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・保育士または児童指導員として営業時間を通じて勤務すべき者を、事業開始前より配置できないとわかりつつ指定を受けた。
令和元年 11月8日 (一部効力 停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>人格尊重義務違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第2号) ・従業員がサービス提供時間中に、利用児の胸倉をつかみながら厳しい口調で叱るといった虐待行為が繰り返しあった。
令和元年 11月29日 (一部効力 停止)	大阪府	放課後等 デイサー ビス	<b>運営基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第4号) ・食事に支援が必要な児童への具体的な支援方法について、職員間で適正に引き継ぎできる体制が整備されておらず、結果として死亡する事故が発生した。
令和元年 11月30日 (指定取消)	東大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・専任の児童発達支援管理責任者が不在であるにも関わらず、不正に請求し、受領していた。 <b>不正の手段による指定</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・常勤で配置できない職員を常勤と偽った虚偽の書類を提出し、指定時から常勤の児童発達支援管理責任者を配置せず運営していた。
令和元年 12月25日 (指定取消)	堺市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>人員基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) 児童発達支援管理責任者を営業時間中配置していなかった。 <b>運営基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第4号) ・児童発達支援管理責任者を配置しておらず、個別支援計画を作成していなかった。 <b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・児童発達支援管理責任者を配置しておらず、個別支援計画を作成していなかったため個別支援計画未作成減算をしなければならないのに、これをせず、不正に請求し、受領していた。
令和元年 12月25日 (指定取消)	堺市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>人員基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・児童発達支援管理責任者を常勤専任で配置していなかった。 <b>運営基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第4号) ・児童発達支援管理責任者を配置しておらず、個別支援計画を作成していなかった。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
			<p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b>  (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)  ・児童発達支援管理責任者を配置しておらず、個別支援計画を作成していなかったため個別支援計画未作成減算をしなければならないのに、これをせず、不正に請求し、受領していた。</p> <p><b>虚偽報告、検査妨害、物件提出命令違反</b>  (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号)  ・内容虚偽のタイムカードの作成  ・実績記録、業務日誌等の帳簿書類その他の物件の提出を命ぜられたのに対し、これを提出せず、もって当該命令に従わなかった。</p>
令和元年 12月25日 (指定取消)	堺市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<p><b>人員基準違反</b>  (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号)  ・児童発達支援管理責任者を常勤専任で配置していなかった。</p> <p><b>運営基準違反</b>  (児童福祉法第21条の5の24第1項第4号)  ・児童発達支援管理責任者を配置しておらず、個別支援計画を作成していなかった。</p> <p><b>不正請求</b>  (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)  ・児童発達支援管理責任者を配置しておらず、個別支援計画を作成していなかったため個別支援計画未作成減算をしなければならないのに、これをせず、不正に請求し、受領していた。</p> <p><b>虚偽報告、検査妨害</b>  (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号)  ・退職している職員を常勤の保育士として市に虚偽の届出をし、監査において、常勤職員として雇用しているかのように装った内容虚偽のタイムカード及び給与明細(支給控除一覧表)を作成し、もって虚偽の報告ないし検査の妨害を行った。</p> <p><b>虚偽答弁</b>  (児童福祉法第21条の5の24第1項第7号)  ・監査の聴取における質問に対し、従業員の退職した日付を偽った答弁を行った。</p>
令和元年 12月25日 (指定取消)	堺市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<p><b>人員基準違反</b>  (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号)  ・児童発達支援管理責任者を営業時間中配置していなかった。</p> <p><b>運営基準違反</b>  (児童福祉法第21条の5の24第1項第4号)  ・個別支援計画を一連の手順に沿って作成していなかった。</p> <p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b>  (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)  ・児童発達支援管理責任者を専任で配置していなかったため児童発達支援管理責任者欠如減算をしなければならないのに、これをせず、不正に請求し、受領していた。</p>
令和元年 12月25日 (指定取消)	堺市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<p><b>人員基準違反</b>  (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号)  ・機能訓練担当職員を配置していなかった。</p> <p><b>運営基準違反</b>  (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号)  ・市に届出がされていない営業日に利用児童を受け入れ支援を提供していた。  ・事業所として指定を受けていない場所において入浴サービスの支援を提供していた。</p>

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
			<p><b>不正請求</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・基準上必要な機能訓練担当職員を配置していなかったため人員欠如減算をしなければならないのに、これをせず不正に請求し、受領していた。 ・定員超過利用減算をしなければならないのに、これをせず、不正に請求した。</p> <p><b>虚偽報告・検査妨害</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号) ・非常勤職員であるのに、退職後も常勤のその他従業者として市に内容虚偽の届出をし、かつ、監査において、同人を雇用しているかのように装った内容虚偽のタイムカード及び給与明細(支給控除一覧表)を作成し、もって虚偽の報告ないし検査の妨害を行った。 ・指定当初から勤務していないのに、常勤職員の機能訓練担当職員として市に内容虚偽の届出をし、かつ、監査において、同人を雇用しているかのように装った内容虚偽のタイムカード及び給与明細(支給控除一覧表)を作成し、もって虚偽の報告ないし検査の妨害を行った</p> <p><b>出頭拒否</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第7号) ・代表兼管理者は、出頭を求められたがこれに応じなかった。</p> <p><b>不正手段による指定</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・指定当初から配置されておらず、よって法所定の指定要件を満たしていないのに、常勤職員の機能訓練担当職員として市に内容虚偽の申請書を提出し、もって不正の手段により指定を受けた。</p>
令和2年 1月31日 (指定取消)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<p><b>不正請求</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・人員基準を満たせていないことを知りながら、児童指導員等加配加算を取り下げることなく不正に請求し、受領した。</p>
令和2年 1月31日 (一部効力 停止)	大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<p><b>人格尊重義務違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第2号・第9号) ・代表兼管理者が、事業所主催の宿泊行事中に、利用児童に対して飲酒させた。</p>
令和2年 1月31日 (全部効力 停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<p><b>不正請求</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・利用児童が通所していない日についても、サービス提供実績記録票を作成し、障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。</p>
令和2年 3月18日 (指定取消)	高槻市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<p><b>人員基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・従業者について条例で定める人員基準を満たしていなかった。</p> <p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・給付費の請求に関し不正があった。</p> <p><b>虚偽物件の提出</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号) ・事業者が市の監査において、帳簿書類その他の物件の提出を命ぜられてこれに従わず、虚偽の報告をした。</p> <p><b>虚偽答弁</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第7号) ・事業者が市の監査において、市の質問に対して虚偽の答弁をした。</p>

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取消し等の理由
令和2年 3月31日 (指定取消)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>不正請求</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・児童指導員等加配加算の算定要件を満たせていないにも関わらず、当該加算を取り下げることなく不正に請求し、受領した。
令和2年 4月23日 (指定取消)	東大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・指定基準に定める人員基準を満たさないにも関わらず、人員を満たしたように装った虚偽の届出を行い、人員欠如減算を適用せず、通常の障害児通所給付費を算定し、その差額を不正に受領した。 ・退職した職員を配置及び実際の勤務実態とは異なる職員配置を記載した虚偽の届出をし不正に児童指導員等加配加算を算定し、不正に障害児通所給付費を受領した。 ・実際には利用していない児童を利用しているように記録を作成し、架空の請求をし、不正に障害児通所給付費を受領した。
令和2年 5月29日 (指定取消)	大阪府	放課後等 デイサー ビス	<b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・人員基準を満たしていないにもかかわらず、児童指導員等加配加算を不正に請求し受領するとともに、一部の児童について通所していない日があることを知りながら、障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。
令和2年 5月29日 (指定取消)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・人員基準を満たしていないにもかかわらず、児童指導員等加配加算及び福祉専門職員配置等加算を不正に請求し受領するとともに、福祉・介護職員処遇改善加算について、従業者に適切に配分せず、不正に受領した。
令和2年 5月29日 (指定取消)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・人員基準を満たしていないにもかかわらず、児童指導員等加配加算及び福祉専門職員配置等加算を不正に請求し受領するとともに、福祉・介護職員処遇改善加算について、従業者に適切に配分せず、不正に受領した。
令和2年 6月25日 (一部効力 停止)	堺市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>人格尊重義務違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第2号) ・従業員が利用児に心理的虐待を行った。
令和2年 8月31日 (指定取消)	寝屋川市	放課後等 デイサー ビス	<b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・個別支援計画が作成されていないにもかかわらず、減算せず請求し受領していた。 <b>障がい児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第10号) ・従業者の勤務実態に関し、虚偽の届出を行い、以後も従業者の勤務実態に関する虚偽の記録作成をした。
令和2年 9月30日 (指定取消)	大阪府	放課後等 デイサー ビス	<b>不正の手段による指定</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・要件を満たした児童発達支援管理責任者を配置できないことを知りつつ、事業所の指定申請の取り下げ等することなく事業を開始した。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
令和2年 11月30日 (指定取消)	東大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<p><b>障がい児通所給付費の請求に関する不正</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員基準上必要とされる員数から1割を超えて欠如していたにもかかわらず、サービス提供職員欠如減算を適用せず、不正に請求し受領した。</li> <li>・福祉・介護職員処遇改善加算について、単位数を不正に算定した状態で、当該加算を請求し受領した。</li> <li>・児童指導員等加配加算について、人員配置基準上必要となる従業者の員数が欠如した状態で、当該加算を不正に請求し受領した。</li> </ul> <p><b>虚偽の報告</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員等が実際には勤務していない日に勤務したように装うため、虚偽の勤務実績表及び給与明細書を作成し、虚偽の報告を行った。</li> </ul> <p><b>不正の手段による指定</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な人員基準を満たさなくなったことを指定日までに把握していたにも関わらず、新規指定申請時に提出した従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表の変更を行わず、人員配置基準を満たすものとして不正の手段により指定を受けた。</li> </ul>
令和3年 3月30日 (全部効力 停止)	堺市	障害児相 談支援	<p><b>運営基準違反</b> (児童福祉法第24条の36第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(以下単に「基準」という。)に違反し、相談支援専門員が障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ることなく、障害児等の署名及び事業所が所有していた又は新たに購入した印鑑を用いて押印を行い、障害児等の同意が得られていなかった。また、相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際に、障害児等に交付していなかった。</li> <li>・基準に違反し、相談支援専門員がモニタリングに当たって障害児等との連絡を継続的に行い、障害児の居宅を訪問し障害児等に面接するほか結果を記録しなかった。</li> </ul> <p><b>不正請求</b> (児童福祉法第24条の36第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助に当たって、基準に定められた一連の手順に沿った支援がなされていないにもかかわらず、障害児相談支援給付費を請求し受領していた。</li> </ul>
令和3年 8月31日 (全部効力 停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<p><b>不正請求</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童指導員等加配加算Ⅰ」の「理学療法士等」の職員を配置できていないことを知りながら、当該加算を不正に請求し、受領していた。</li> </ul>
令和3年 9月10日 (全部効力 停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<p><b>不正請求</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が利用していないにもかかわらず、サービスを提供したとして障害児通所給付費を不正に請求し受領した。</li> </ul>

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取消し等の理由
令和3年9月24日 (全部効力停止)	大阪府	児童発達支援・放課後等デイサービス	<b>不正請求</b> (児童福祉法第21条5の24第1項第5号) ・利用児童について、実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらず、障害児通所給付費を請求し受領した。
令和3年9月27日 (全部効力停止)	大阪府	児童発達支援・放課後等デイサービス	<b>不正請求</b> (児童福祉法第21条5の24第1項第5号) ・児童が利用していないにもかかわらず、サービスを提供したとして障害児通所給付費を不正に請求し受領した。
令和3年9月27日 (指定取消)	大阪府	児童発達支援・放課後等デイサービス	<b>不正請求</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・基準を満たす児童発達支援管理責任者を配置していないにもかかわらず減算せずに不正に障害児通所給付費を請求し受領した。
令和3年9月30日 (指定取消)	高槻市	放課後等デイサービス	<b>人員基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・指定日以降配置されていた児童指導員3名のうち2名について、その資格を証する実務経験証明書が、他法人名で作成された虚偽の文書と確認され、人員基準を満たしていない。 <b>不正の手段による指定</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・指定申請文書に児童指導員として記載した3名のうち1名について、その資格を証する実務経験証明書が、他法人名で作成された虚偽の文書と確認され、また3名のうち2名について、実際には配置せず、同じ法人代表者が運営する他法人の事業所に配置していた。結果として人員基準を満たしておらず、指定申請で人員基準を満たすかのように事実を偽る文書を作成して、不正の手段により指定を受けた。 <b>虚偽の報告</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号) ・事実と異なる勤務表及び雇用契約書を提出し、虚偽の報告をした。
令和3年9月30日 (指定取消)	高槻市	放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	<b>人員基準違反</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・令和2年10月から令和3年4月までの間に児童指導員として配置していた4名全員について、その資格を証する実務経験証明書が、自法人名又は他法人名で作成された虚偽の文書と確認された。令和3年5月から6月までの間に、児童指導員として配置していた4名のうち3名についても同様に、人員基準を満たしていない。 <b>不正請求</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員欠如減算を適用せず、また、算定要件を満たさない児童指導員等加配加算及び福祉専門職員配置等加算を算定し、請求した。 <b>虚偽の報告</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号) ・事実と異なる勤務表及び雇用契約書を提出し、虚偽の報告をした。 <b>虚偽答弁</b> (児童福祉法第21条の5の24第1項第7号) ・法人代表者、管理者及び一部従業員は、市の監査において、従業員の実務経験及び勤務状況の一部について、事実とは異なる虚偽の答弁をした。 <b>法令違反</b>

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
			(児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 9 号) ・ 保育所等訪問支援と一体的に運営する放課後等デイサービスにおいて、指定取消処分に相当する法令違反が認められた。
令和3年 9月30日 (指定取消)	高槻市	放課後等 デイサー ビス	<b>人員基準違反</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号) ・ 令和 3 年 5 月から 6 月までの間に児童指導員として配置していた 4 名のうち 2 名について、その資格を証する実務経験証明書が自法人名で作成された虚偽の文書と確認され、人員基準を満たしていない。 <b>不正請求</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・ 人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員欠如減算を適用せず、また、算定要件を満たさない児童指導員等加配加算及び福祉専門職員配置等加算を算定し、請求した。 <b>虚偽の報告</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号) ・ 事実と異なる勤務表及び雇用契約書を提出し、虚偽の報告をした。 <b>虚偽答弁</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 7 号) ・ 法人代表者、管理者及び一部従業者は、市の監査において、従業者の実務経験及び勤務状況の一部について、事実とは異なる虚偽の答弁をした。
令和3年 12月24日 (指定取消)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>不正請求</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・ 基準を満たす児童発達支援管理責任者を配置していないにもかかわらず減算せずに不正に障害児通所給付費を請求し受領した。 <b>虚偽報告</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号) ・ 府の行う監査において虚偽の書類を提出した。
令和4年 3月30日 (指定取消)	豊中市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	<b>不正請求</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・ 平成 30 年 4 月から平成 31 年 1 月まで、実際は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定基準」という。）及び児童指導員等加配加算（Ⅰ）児童指導員等の算定要件を満たす人員配置を行っていなかったにもかかわらず、サービス提供職員欠如減算を適用せず、児童指導員等加配加算（Ⅰ）児童指導員等を算定して障害児通所給付費を請求し、これを受領した。 ・ 平成 31 年 2 月から令和 2 年 3 月まで、実際は児童指導員等加配加算（Ⅰ）児童指導員等の算定要件を満たす人員配置を行っていなかったにもかかわらず、児童指導員等加配加算（Ⅰ）児童指導員等を算定して障害児通所給付費を請求し、これを受領した。 <b>障がい児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 10 号) ・ 平成 30 年 4 月から令和 2 年 3 月までの勤務実績について、複数の児童指導員及びその他の従業者が実際には勤務をしていない日又は時間にもかかわらず、勤務していたことを装う虚偽の勤務予定（実績）一覧表及び出勤簿を後から作成し、監査で提出した。 <b>人員基準違反</b> (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号) ・ 平成 30 年 4 月から平成 31 年 1 月まで指定基準に定める従業者を配置していなかった。